

# ( 1 ) 定款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本卓球協会といい、外国に対しては、JAPAN TABLE TENNIS ASSOCIATION (略称JTТА) という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 この法人は、わが国における卓球界を統括し、代表する団体として、卓球の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 卓球の普及及び指導並びに技術の調査研究に関すること
  - 2) 指導者養成のための講習会及び研修会を開催すること
  - 3) 日本卓球界を代表し、国際卓球連盟 (略称ITTF) 及びアジア卓球連合 (略称ATTU) 並びに公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本オリンピック委員会 (略称JOC) に加盟すること
  - 4) 全日本卓球選手権及びその他の競技会を開催すること
  - 5) 国際競技会を開催し、又は国際競技会への代表者の選考及び派遣並びに外国選手を招へいすること
  - 6) 加盟団体の行う事業運営の援助を行うこと
  - 7) 公認審判員及び公認コーチの資格並びに段級制を認定し、登録すること
  - 8) 競技規則を制定すること
  - 9) 用具及び施設等を検定し、公認すること
  - 10) 卓球に関する機関誌及び刊行物の発行並びに情報発信を行うこと
  - 11) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
  - 12) その他前各号に定める事業に関連する事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

- 第5条 この法人の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- 1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
  - 2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - 3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び収支決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の種類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- 1) 事業報告
  - 2) 事業報告の附属明細書
  - 3) 貸借対照表
  - 4) 正味財産増減計算書
  - 5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - 6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 1) 監査報告
  - 2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - 3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - 4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員15名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者。

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15条の適用を受ける者をいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員の選任についての細則は、理事会において定める。

（任期）

- 第12条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

（構成及び権限）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- 1) 評議員の選任及び解任
  - 2) 理事及び監事の選任及び解任
  - 3) 理事及び監事の報酬等の額
  - 4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - 5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - 6) 定款の変更
  - 7) 残余財産の処分
  - 8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - 9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

（開催）

- 第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の事由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
    - 1) 監事の解任
    - 2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - 3) 定款の変更
    - 4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - 5) その他法令又は定款で定められた事項
  - 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事候補者の合計数が第10条及び第19条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長並びに評議員会に出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
- 1) 理事 20名以上23名以内
  - 2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長とする。また会長以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 役員を選任についての細則は、理事会において定める。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
  - 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- 1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - 2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長等)

- 第26条 この法人に、名誉顧問、顧問、名誉会長1名、名誉副会長、会賓及び参与若干名を置くことができる。
- 2 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓及び参与は、この法人に功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

- 4 会賓及び参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。
- 5 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓及び参与は無報酬とする。
- 6 名誉顧問は顧問、名誉会長、名誉副会長経験者とし、また顧問はこの法人の副会長、又はこの法人に特に功績のあった者及び学識経験者等から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 7 名誉会長は会長経験者とし、また名誉副会長は副会長経験者あるいはこの法人に顕著に貢献のあった者とし、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 8 会賓は、各加盟団体長及びこの法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 9 参与は、この法人の役員として功労のあった者及びこの法人に功労のあった者で理事会または加盟団体の推薦に基づき理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

## 第7章 理事会

### (構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、会長とする。

### (権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- 1) この法人の業務執行の決定
  - 2) 理事の職務執行の監督
  - 3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
  - 4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (招集)

- 第29条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した業務執行理事が理事会を招集し、議長を務める。

### (決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 運営会議

(運営会議)

- 第32条 この法人に運営会議を置く。
- 2 運営会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事で構成する。
  - 3 第1項の会議は次に掲げる事項を行う。
    - 1) この法人の組織運営に関する重要な事項を議論し、検討結果を理事会に報告すること。
    - 2) この法人の業務運営において課題となっている事項を議論し、解決策の案を理事会に提出すること。
    - 3) その他理事会の諮問に応じた事項について検討すること。

## 第9章 専門部及び専門委員会

(専門部及び専門委員会)

- 第33条 この法人の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て専門部及び専門委員会を設けることができる。
- 2 専門部及び専門委員会の組織及び運営に関することは、理事会で別に定める。

## 第10章 加盟団体

(加盟)

- 第34条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において、3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。
- 1) 各都道府県を代表する卓球競技団体
  - 2) 全国的に組織された卓球競技団体

(資格の喪失)

- 第35条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。
- 1) 脱退
  - 2) 加盟団体の解散
  - 3) 除名

(脱退)

- 第36条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事会の決議を得なければならない。



(除名)

- 第37条 この法人の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の決議を経て、これを除名することができる。
- 1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
  - 2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
  - 3) 分担金を2年以上滞納したとき

(分担金)

- 第38条 この法人の加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。
- 2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(分担金の分納)

- 第39条 この法人の加盟団体の分担金は、当該年度の4月と9月に分納することができる。

(登録)

- 第40条 この法人の加盟団体は、その会員をこの法人に登録しなければならない。
- 2 登録に関する規程は理事会の決議を経て別に定める。

(加盟団体代表者会議)

- 第41条 この法人に、各加盟団体から選出された代表者1名によって構成される加盟団体代表者会議を置く。
- 2 加盟団体代表者会議は、運営会議の諮問を受け、運営会議に対して意見を述べ、提案・助言を行うことができる。

## 第11章 維持会員

(維持会員)

- 第42条 この法人の目的に賛同する個人又は法人は、理事会の承認を得て維持会員になることができる。
- 2 維持会員は、この法人の事業の遂行を援助するため、別に定める維持会費を納入するものとする。

## 第12章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
  - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
  - 5 職員は、有給とする。
  - 6 事務局及び職員に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

### 第 1 3 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 1 4 章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は電子公告とする。

2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第 1 5 章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事の任期は移行登記後、最初の評議員会の終結の時までとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は、大林 剛郎 とする。
- 5 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。  
木村 興治 植松 克之 茂原 治 前原 正浩  
八尾 正博 中井 邦昭 伊澤 孝 星野 一朗  
遠藤ミサコ
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
大西 晃 小野 豊 道上 進 清水 潔  
松原 暁美 尼崎 勝己 宮崎 保正 柿内 慎市  
大野 成臣 兒玉 圭司 安西弥一郎 遠藤 俊一  
箕輪 一美 後藤 光男 高橋 義雄 鶴島 琢夫  
勝田 隆 村岡 久平
- 7 平成25年6月22日一部改訂(第26条)
- 8 平成28年6月11日一部改訂(第18条)
- 9 平成30年6月23日一部改訂(第4条)